

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部改正について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の提出の背景・目的

＜平成25年11月6日 衆議院国土交通委員会 法案提出者発言＞

平成13年に、それまで新規参入、増車について需給調整をやっておりましたけれども、13年に実質の規制を緩和して、自由にいたしました。ただ、その結果、地域によりまして著しく供給過剰が発生するという状況が出てまいりました。その弊害も出てまいりましたので、平成21年に、地域によって一時的に期間を限定して減車ができるようにという枠組みをつくりました。しかし、その結果、多少改善をいたしましたけれども、自主的に減車をするということでありましたものですから、協力をしない、自主減車に応じないということも出て、なかなか、減車というものが必ずしも思うように進んでいないということも議論されてまいりました。

その結果として、今度の法案では、地域によりまして供給過剰の著しく進んだところでは、全事業者が一致して減車ができるような枠組みを盛り込んだところでもあります。

タクシーの業界の特色として、需要が減ってまいりますと、どうしても増車をして供給を増やすということが起こりがちであります。その結果として、運転者の賃金が下がっていく、歩合制を背景としておりますので、運転者の賃金が下がって労働条件が悪化する。その結果として、一番肝心なことでありますけれども、本来、利用者が守られるべき利益、つまり輸送の安全を損ないかねないという問題が発生してまいりました。

タクシーというのは、公共交通の一環であります。この状況を我々三党としてなるべく早く解消していきたいというのが、最大の今回の目的であります。

改正タクシー適正化・活性化法等の制度変更のポイント

特措法

旧

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）



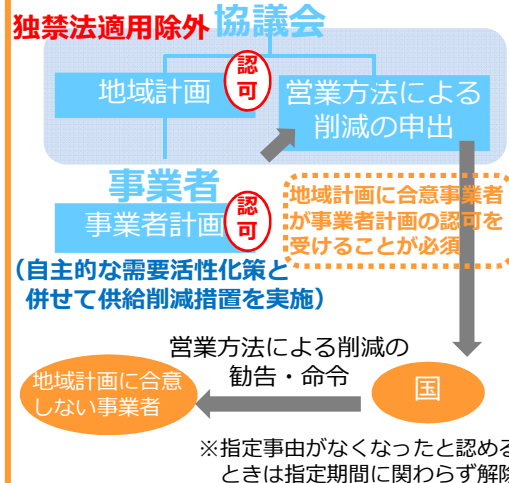
※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

新

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定・運審諮問）

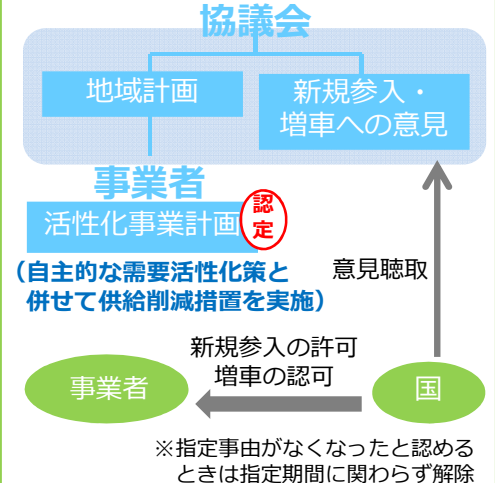
- ◆ 新規参入・増車：禁止 期間3年
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

※新協議会においては、運輸局長は構成員から除外されている。

タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)
登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕	登録制 〔試験〕

道路運送法

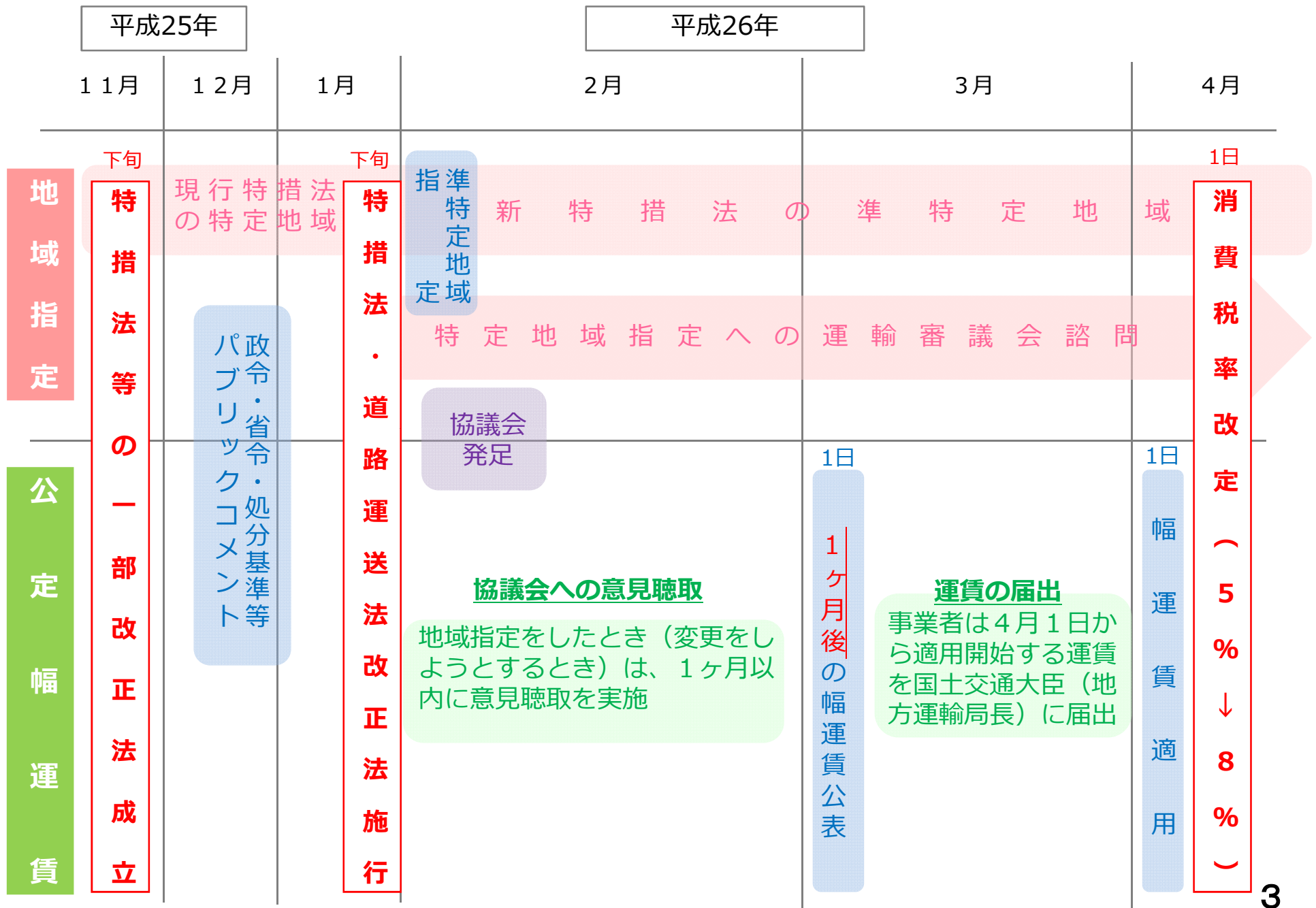
◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

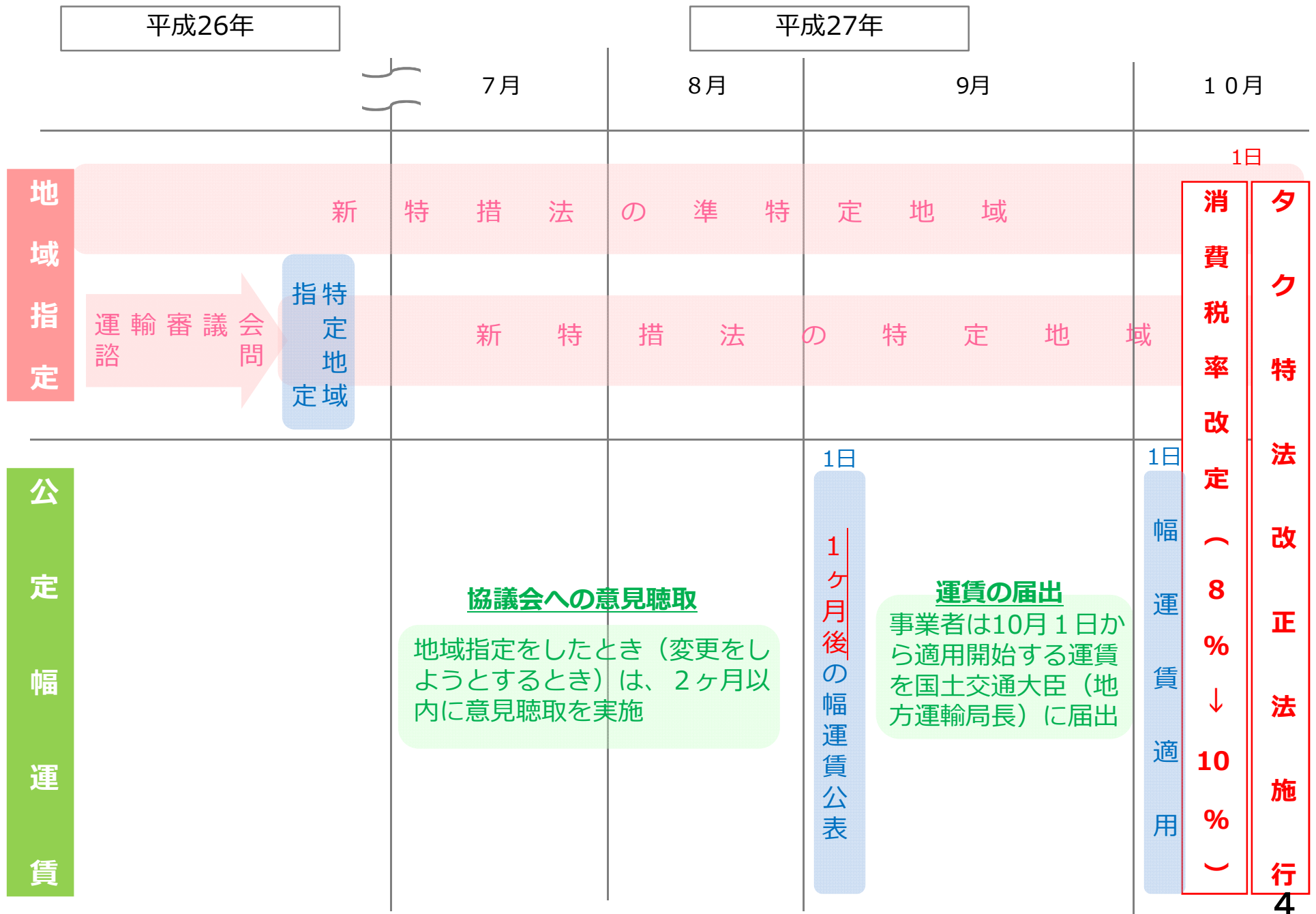
◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

法施行スケジュールの例



法施行スケジュールの例



資料2

甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

平成21年10月28日

一部改正 平成23年 7月 5日

一部改正 平成24年12月17日

一部改正 平成 年 月 日

（目的）

第1条 甲府交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年度法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車を用いる。

3 この要綱において、「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者組織する団体をいう。

4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会設立時の構成員は、以下(1)から(7)の種別毎に次の区分にそれぞれ掲
げる者とし、

任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長又はその指名する者

(2) 関係地方公共団体の長

- ① 山梨県知事又はその指名する者
- ② 甲府市長又はその指名する者
- ③ 甲斐市長又はその指名する者
- ④ 中央市長又はその指名する者
- ⑤ 昭和町長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人山梨県タクシー協会 会長
- ② 山梨県タクシー協会 甲府支部 正副支部長

(4) 労働組合

- ① 全国自動車交通労働組合総連山梨地方連合会を代表する者
- ② 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者

(5) 地域住民の代表

- ① 甲府市自治会連合会 会長
- ② 甲斐市自治会連合会 会長
- ③ 甲府市消費者協会 会長

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者

(7) 学識経験者 山梨大学教授 佐々木 邦明

(8) その他協議会が必要と認める者

- ① 山梨労働局長又はその指名する者
- ② 山梨県警察本部長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。
ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会

書式変更: インデント : 最初の行 : 1
字

書式変更: インデント : 最初の行 : 3
字

の開催日の15日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を統括し、座長を務める。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には、事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。

9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合はそれぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計15個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 関東運輸局長が合意していること。

② 関係地方自治体の長が全て合意していること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

⑤ 労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑦ 前条(6)及び(7)に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2) ①～⑥までに掲げる要件を満たしていること。

② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③前条(6)、(7)①及び②の構成員が合意していること。

※ただし地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 (1)の議決方法をもって決することとする。

10 協議会は、地域計画策定後も定期的を開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の30日前までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。

~~14~~ 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

○甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（抜粋）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成21年10月28日 一部改正 平成23年7月5日 一部改正 平成24年12月17日 <u>一部改正 平成 年 月 日</u></p> <p>（協議会の構成員） 第4条 協議会の構成員は、次<u>の区分にそれぞれ</u>掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。 （注）(1)～(5)は法第8条第1項に規定する構成員、(6)～<u>(8)</u>は、同条第2項に規定する構成員。</p> <p>(1)～(2)略 <u>(3)</u> ①<u>一般社団法人</u>山梨県タクシー協会 会長 ②略 (4)～(6)略 <u>(7)学識経験者 山梨大学教授 佐々木 邦明</u> <u>(8)その他協議会が必要と認める者</u> ①山梨労働局長又はその指名する者 ②山梨県警察本部又はその指名する者</p> <p><u>2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。</u> <u>3 協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。</u> <u>ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の15日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。</u> <u>4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。</u></p> <p>（協議会の運営） 第5条 1～10略 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、<u>協議会開催の是非は会長が決めるものとする。</u> <u>12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の30日前までに</u></p>	<p style="text-align: center;">甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成21年10月28日 一部改正 平成23年7月5日 一部改正 平成24年12月17日</p> <p>（協議会の構成員） 第4条 協議会設立時の構成員は、以下(1)から(7)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。 （注）(1)～(5)は法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(7)は、同条第2項に規定する構成員。</p> <p>(1)～(2)略 (3) ①山梨県タクシー協会 会長 ②略 (4)～(6)略 (7)その他協議会が必要と認める者 ①山梨労働局長又はその指名する者 ②山梨県警察本部又はその指名する者</p> <p>2 新設 3 新設 4 新設</p> <p>（協議会の運営） 第5条 1～10略 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。 12 協議会は原則として公開とする。</p>

その旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。

14 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

13 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

タクシー事業の適正化・活性化に係る 4年間の取組みの状況

1. タクシー事業の現状

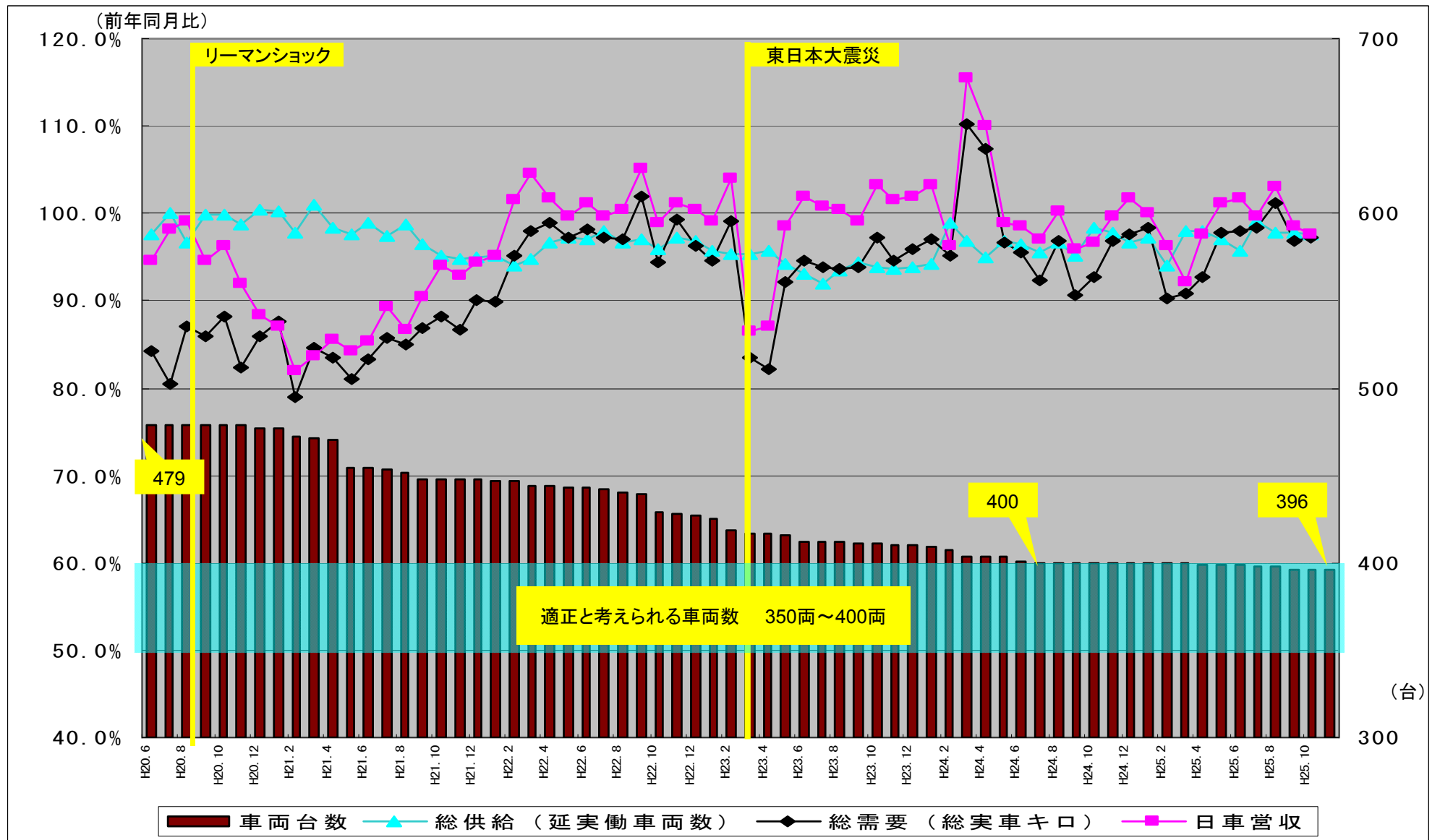
1. 特定事業計画の認定申請状況及び認定状況について (平成26年1月22日現在)

地域計画合意	事業者数 (H25.12末)	申 請				認 定			
		申請者数	うち事業再構築を定めた者			申請者数	うち事業再構築を定めた者		
			申請者数	減車数	休車数		申請者数	減車数	休車数
H22.3.10	22	22	13	22	10	22	13	22	10

基準車両数 ①	事業再構築 減休車数 ②	一般減車数 ③	期間限定減車数 ④	事業廃止に よる減車 ⑤	現在車両数 ①-②-③-④-⑤
479	32	25	1	25	396

基準車両数 ①	現在車両数 ②	減車率 ②/①	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられ る車両数との乖離	適正車両数
479	396	17.3%	16.5%~26.9%	350~400

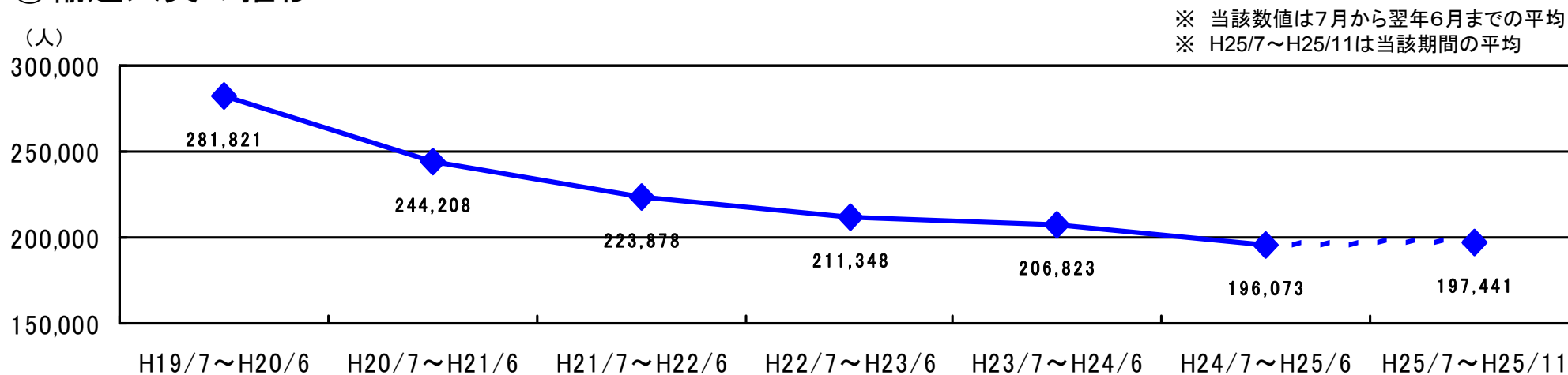
2.車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移



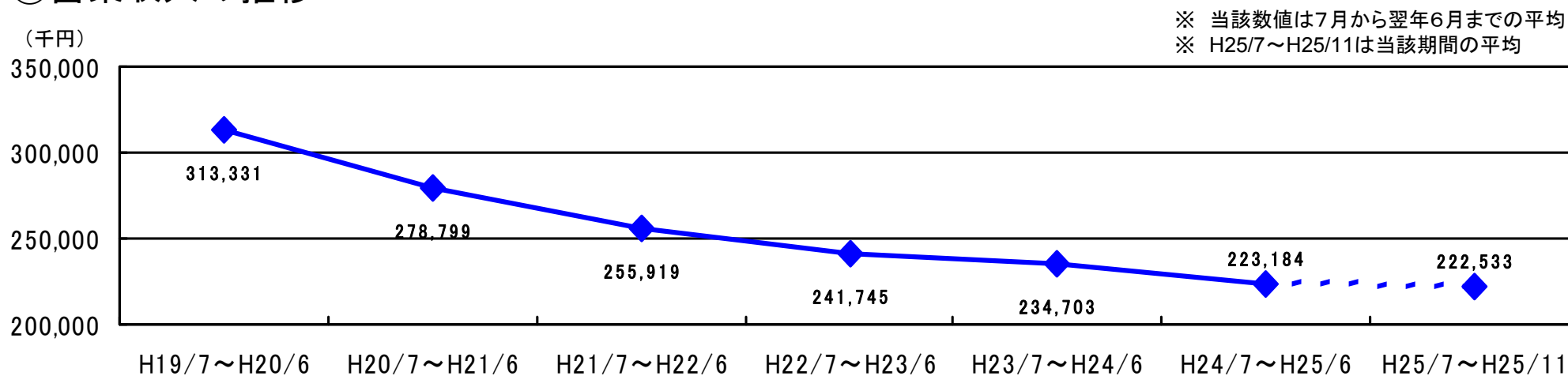
3.各種指標の比較

1 / 3

①輸送人員の推移



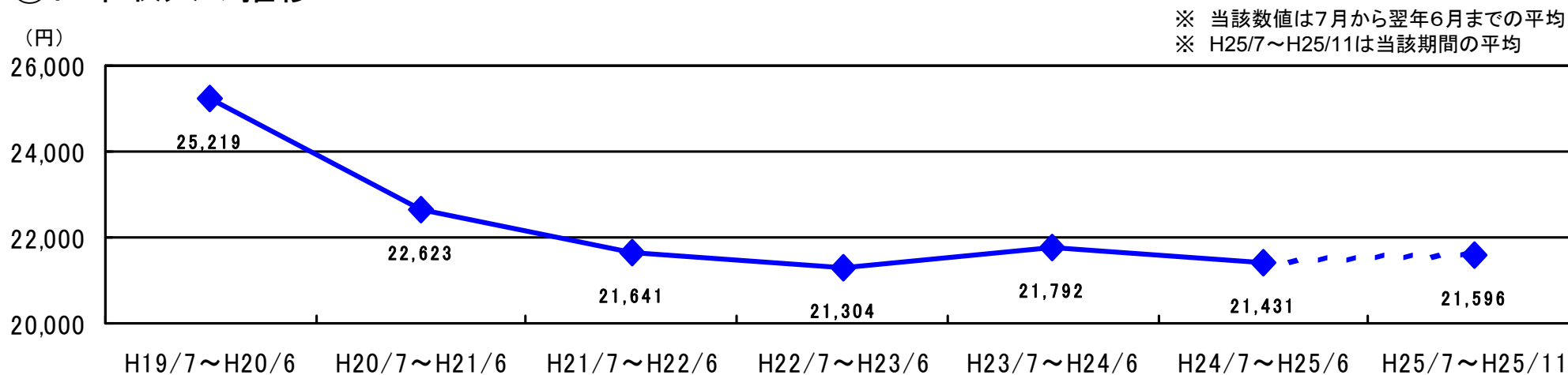
②営業収入の推移



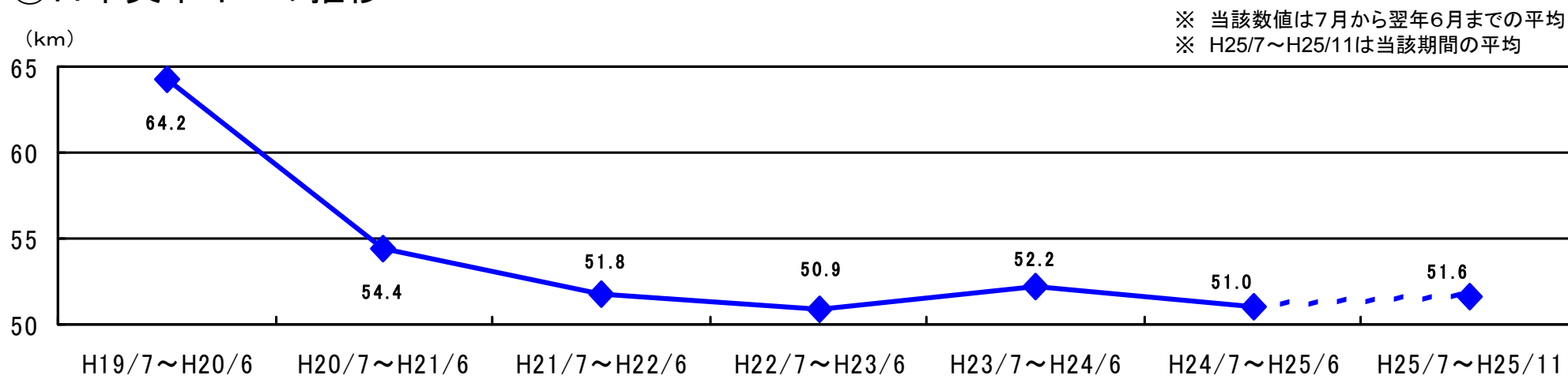
3.各種指標の比較

2/3

③日車収入の推移



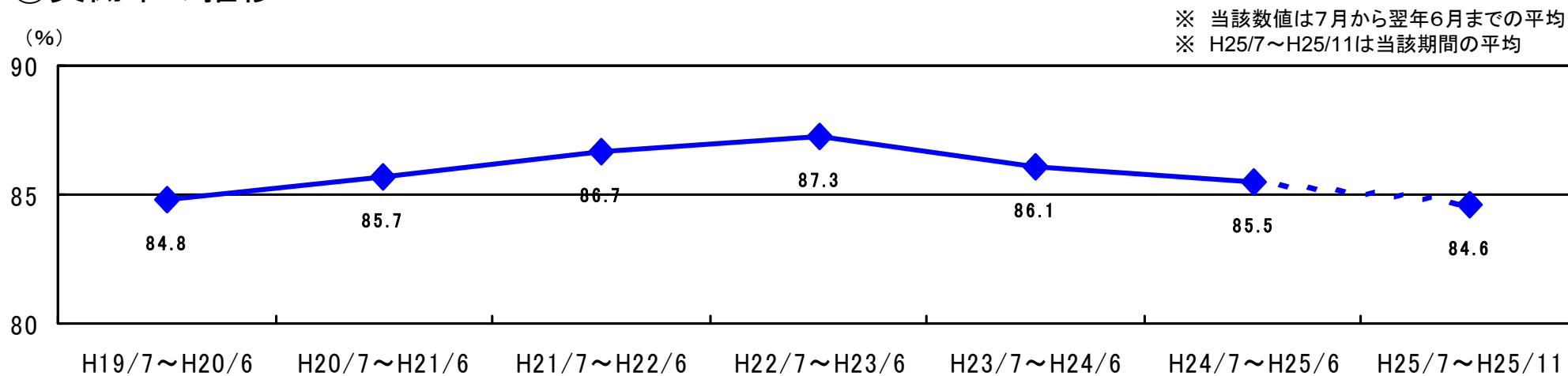
④日車実車キロの推移



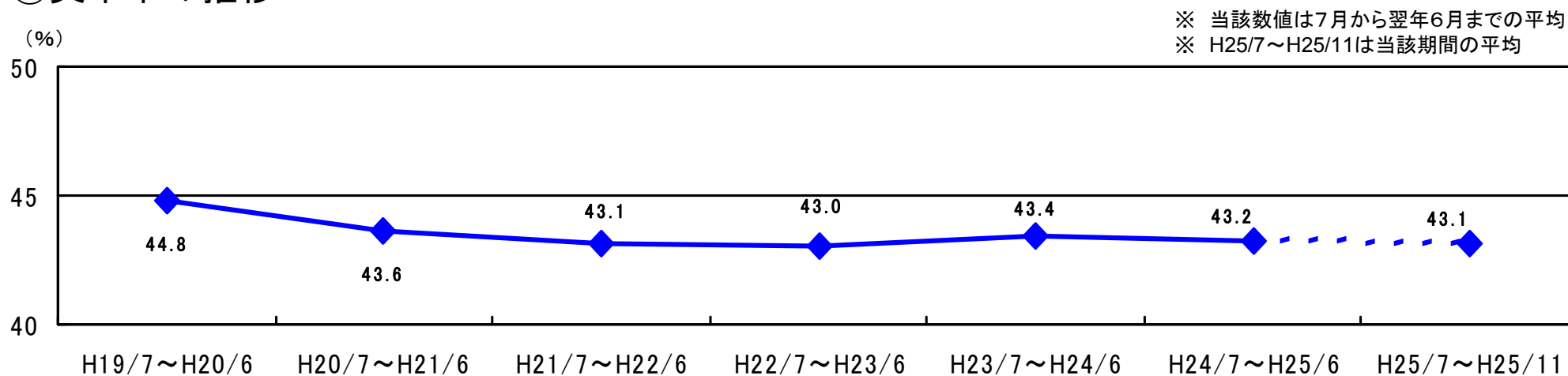
3.各種指標の比較

3 / 3

⑤実働率の推移



⑥実車率の推移



2. 地域計画の目標ごとの達成状況

地域計画の目標

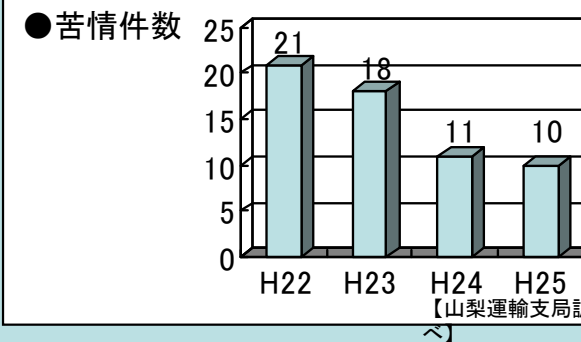
- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取り組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

【接客サービス向上のための研修会の実施（乗務員）】

ドライバーの評価は社会や地域全体の評価にもつながり、お客様と地域を結びつける重要な役割を果たすことから接客サービス向上研修会を実施し、ドライバー全体のレベルアップを図っている。

●乗務員研修会

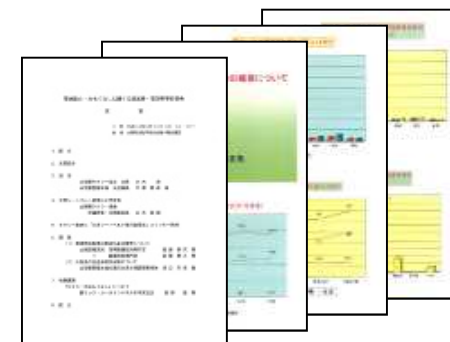
年度	受講者数	研修内容
平成22年度	615人	・お客様の共感を呼ぶ接客・接遇について ・苦情に関する具体的事例について ほか
平成24年度	844人	・「第28回国民文化祭・やまなし2013」の概要について ・接客マナーの向上について ほか



【接客サービス向上のための研修会の実施（経営者・管理者）】

●経営者・管理者研修会

年度	受講者数	研修内容
平成22年度	77人	<ul style="list-style-type: none"> ・最近のタクシー情勢と今後の課題について ・適性診断結果に基づく乗務員の指導について
平成23年度	67人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の事故防止対策について ・山梨県の交通事故状況等について
平成24年度	84人	<ul style="list-style-type: none"> ・「全席シートベルト着用宣言車」について ・「タクシーのおもてなし」について
平成25年度	72人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の事故防止対策について ・山梨県の交通事故状況等について
	71人	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員の運行管理について ・運輸安全マネジメントについて ・点呼の実施方法等に関するグループ別討議について
	82人	<ul style="list-style-type: none"> ・監査方針、行政処分基準等の改正概要について ・最近の監査による行政処分の傾向について
	66人	<ul style="list-style-type: none"> ・運転と健康管理について



【ユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進】

ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）とは

ユニバーサルデザインタクシーとは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい【みんなにやさしい新しいタクシー車両】であり、誰もが普通に使える一般のタクシーです。

UDタクシーができること

- 大きな荷物を持った方も
- たくさんの荷物を持った方も
- セダンに乗りにくい服装の方も
- 入退院の際の移動に困った方も
- 車いすの方も
- 小さな子ども連れの方も
- 妊娠中の方も



UDタクシー導入実績

平成23年度	1両
平成24年度	4両
平成25年度	2両

【山梨県タクシー協会調べ】



②安全性の維持・向上

【車内外を録画できるドライブレコーダーの導入】

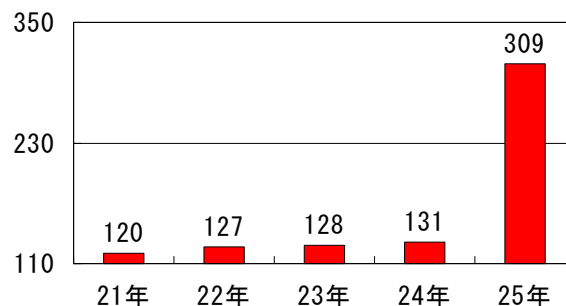
「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減目標を上回る取り組みに向け、ドライブレコーダー一等の導入を図るとともに、これらの機器を活用した安全教育の実施を行い事故防止の徹底を図っている。

ドライブレコーダーの導入により、運転者の安全意識が高まり、抑止効果があるほか、安全教育等にも活用されている。



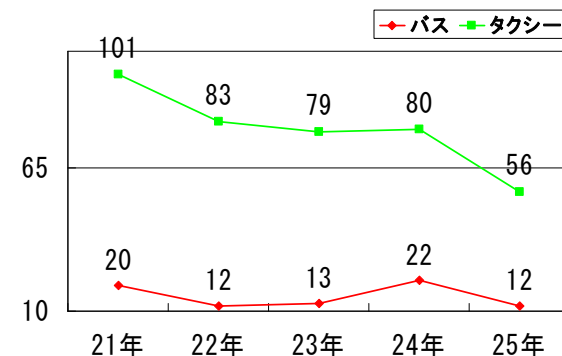
【ドライブレコーダーの画像】

●ドライブレコーダーの導入状況（山梨県）



【山梨県タクシー協会調べ】

●事業用自動車の交通事故の推移



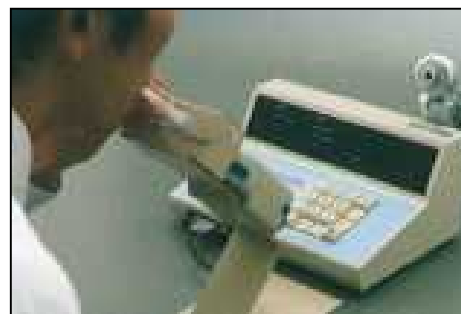
【出展：山梨県警察本部】

【アルコール検知器の導入】

●アルコール検知器の義務化

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため平成23年5月1日より、運送事業者が運転者に対して実施されている点呼について、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用すること等が義務化。

全社導入済み



③環境問題への貢献善

【電気自動車・ハイブリッド車等低公害車の導入促進】

温室効果ガスの削減を図るため、エコドライブやアイドリングストップの推進により若干ではあるが走行距離が延び、CO2排出量を削減している。また、低公害車等を積極的に導入している。

低燃費LPG車：平成22年 燃費基準を達成したクラウンコンフォート等
ハイブリッド

タクシー：内燃機関とモーターの2つの動力を持つ。プリウス等

電気自動車

タクシー：NOx、CO2の排出ゼロ。リーフ等



【ハイブリッドタクシー】



【電気自動車タクシー】

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	計
低燃費LPG車		27	53	40	9	129
ハイブリッド車	3	3	6	3	4	19
電気自動車			1	4		5

【山梨県タクシー協会調べ】

④交通問題、都市問題の改善

【タクシープールの整備】

甲府市の都市計画に基づき整備され、駅前広場を公共交通機関（バス・タクシー）と一般車両を完全分離したことから利用者の利便と安全が図られ、タクシープールも拡張された。

●甲府駅北口



【概要】

・運用開始日：平成22年8月4日

旧：タクシー乗り場 2両
タクシー待機所 10両



新：タクシー乗り場 2両
タクシー待機所 15両

【ショットガン方式の導入の検討】

山梨県が駅前周辺の再整備を計画しており、駅前広場を有効活用するために公共交通機関と一般車両を分離し利用しやすい広場とするため、タクシープールは駅前から離れた場所へ移設し、ショットガン方式を採用して乗り場への流入を調整する計画である。（平成27年4月実施予定）

●甲府駅南口



※ショットガン方式

ショットガン方式とは、駅周辺に、おける客待ちタクシーの待機列を解消するため、駅乗り場から離れた大規模タクシープールを活用し、タクシーの駅乗り場への流入を調整するシステムのことで。

⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進】

自治体が主催する地域公共交通会議等へタクシー事業者が参画し、高齢者など交通弱者の移動手段の確保、交通不便地域の解消等を図るため地域の関係者と一体的かつ継続的に協議を行う。

●市町村が主催する主催する地域公共交通会議等へタクシー事業者の参画回数

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
甲府市	0	2	2	0	
中央市	0	3	5	2	2
甲斐市	1	4	2	2	

甲斐市では従来から行っていた循環バス、路線バスに加え、市民に親しまれ、より利用しやすい運行サービスとして、乗合タクシーの運行が実現された。



⑥観光立国実現に向けての取り組み

1/3

【観光タクシーの運行】

山梨県の観光振興の一つとして、従来から運行していた甲府駅発の観光タクシーのコース及び金額を見直し、平成24年10月1日より新たな観光タクシーをスタートさせた。
また、竜王駅及び東花輪駅からのコースも新設した。

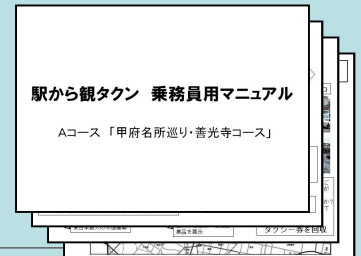
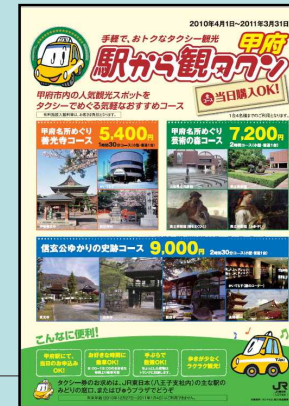
観光タクシーモデルコース

発地	観光コース	【00分】は見学時間	着地	所要時間	車種	運賃	
甲府 エリア	A - 昇仙峡コース →昇仙峡滝上【45分】→昇仙峡P→和田峠展望台【10分】→		甲府	2:00	特大	13,000	
		大型			12,500		
		普通			10,000		
		B - ミレーの美術館と昇仙峡コース →県立美術館【50分】→昇仙峡滝上【50分】→昇仙峡P→和田峠→			3:00	特大	19,500
		大型		18,500			
		普通		15,000			
		C - 昇仙峡とワイナリーコース →昇仙峡滝上【60分】→昇仙峡P→サントリー登美の丘【40分】→			3:30	特大	22,500
	大型	22,000					
	普通	17,500					
湯村 エリア	D - 昇仙峡と武田家ゆかりのコース →天神森→(徒歩)【90分】→昇仙峡滝上→武田神社【25分】→善光寺【25分】→恵林寺【50分】→		湯村	5:30	特大	35,500	
		大型			34,500		
		普通			27,500		
		E - 甲斐路めぐりコース →武田神社【20分】→信玄の墓【5分】→昇仙峡滝上【60分】→昇仙峡P→サントリー登美の丘【60分】 →県立美術館【60分】→地場産業センター【20分】→善光寺【20分】→			6:30	特大	42,000
		大型		40,500			
	F - 富士五湖めぐり →河口湖【60分】→山中湖【60分】→西湖【40分】→本栖湖【30分】→精進湖【30分】→		7:30	特大	48,500		
	大型	47,000					
	普通	37,500					
リ ア	G - 甲府の夜景コース (16:00~22:00) →山宮(経由)→見晴らし台【10分】→和田峠展望台【10分】→		リア	1:00	特大	6,500	
		大型			6,300		
		普通			5,000		
竜王 駅	H - 甲斐路南部・考古博物館コース →考古博物館【50分】→象牙美術館【20分】→山崎方代の里【10分】→太陽光発電所【15分】→		竜王駅	3:00	特大	19,500	
		大型			18,500		
東花輪 駅	I - 信玄堤と昇仙峡コース →信玄堤【10分】→ドラゴンパーク(経由)→昇仙峡滝上【45分】→昇仙峡P→		東花輪駅	2:00	特大	13,000	
	J - 信玄堤とミレーの美術館コース 信玄堤【20分】→山縣神社【15分】→県立美術館【50分】→				大型	12,500	
	K - 甲斐路南部名所めぐり →考古博物館【50分】→象牙美術館【20分】→山崎方代の里【10分】→太陽光発電所【15分】→			3:00	特大	19,500	
					大型	18,500	
					普通	15,000	

- 1 甲府・湯村エリアの範囲は次の通りです。詳細はお申し込みの際、ご確認ください。
甲府エリア=甲府駅を中心に半径1キロ圏内、湯村エリア=湯村温泉を中心に半径500m圏内です。
- 2 料金は前払いをお願いします。
- 3 拝観料、入館料、飲食代、有料道路料、駐車料等の費用は、別途お客様のお支払いとなります。
- 4 見学時間の延長、指定コース以外の箇所への立ち寄りにはできません。
- 5 障害者等その他の割引はできません。
- 6 タクシーの車内は全車両禁煙です。
- 7 上記以外のコースについても、ご相談に応じます。お問い合わせ、お申し込みは裏面発地別のタクシー会社へどうぞ。

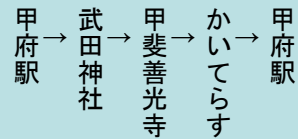
【鉄道と連携した観光タクシーの導入（駅から観タクン）】

鉄道利用者が駅から観光地へのアクセス向上とタクシーの利用促進を図るため、JR東日本八王子支社と連携し、甲府駅を起点としたタクシーで観光スポットを巡る「駅から観タクン」を整備した。
 年々減少しているため、何らかの対策を講じなければならない。

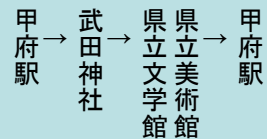


コース

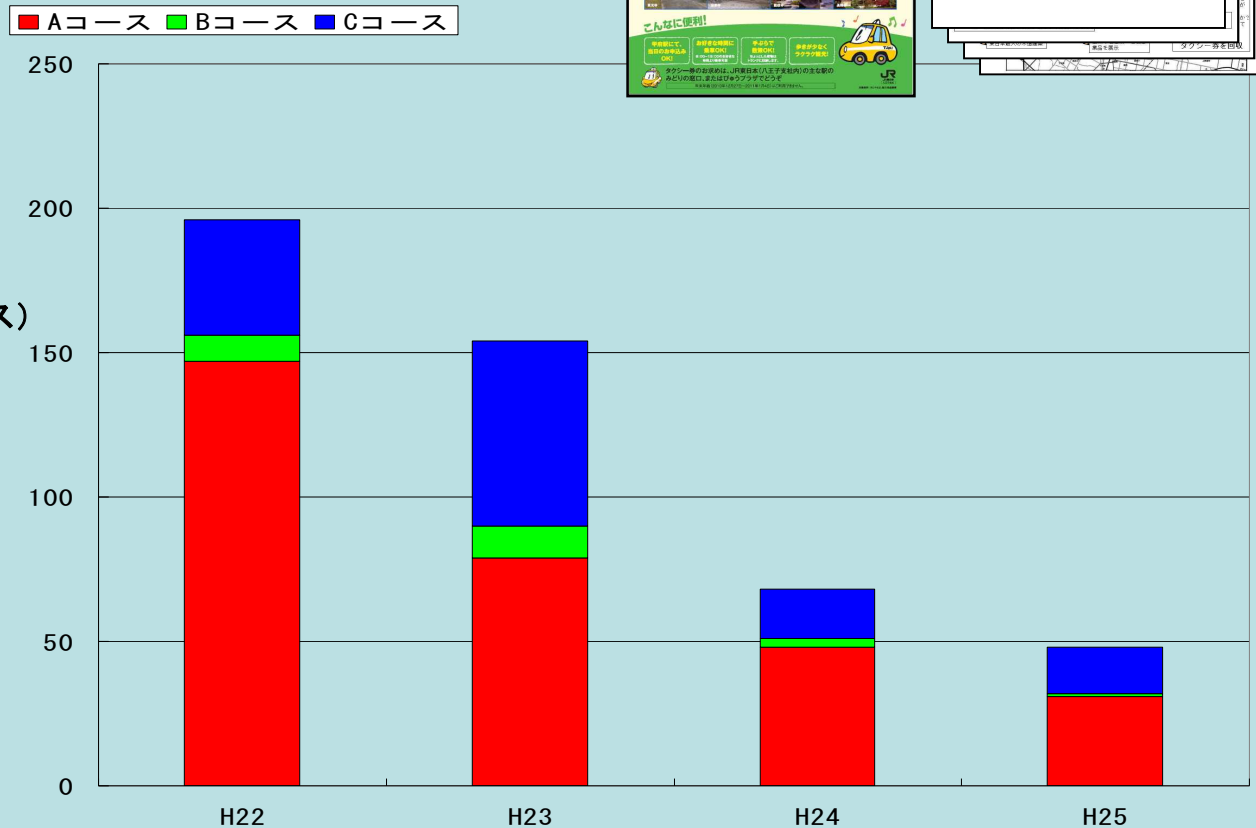
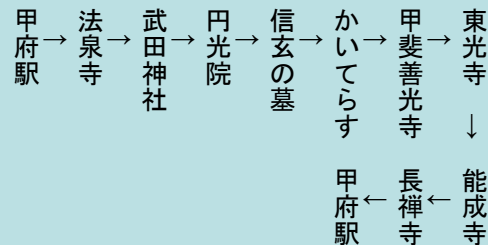
- ・甲府名所巡り 善光寺コース（Aコース）



- ・甲府名所巡り 芸術の森コース（Bコース）



- ・信玄公ゆかりの史跡コース（Cコース）



【観光タクシー乗務員認定制度の導入（山梨おもてなしドライバー）】

趣旨 山梨県タクシー協会と（社）やまなし観光推進機構は、基本的な接客・接遇等のマナー・技術、山梨県に関する地理・歴史等の知識を備えたうえで、「おもてなし」の心を持ち、山梨の観光情報等を提供しながら、安全・快適にお客様を案内できるタクシードライバーを「**山梨おもてなしタクシードライバー**」として育成・認定する

- 内容**
- ・養成講座全5コマを全て受講し、最終日の試験に合格したドライバーを認定する
 - ・合格者に認定証・マグネットステッカーを交付する
 - ・山梨県の観光ホームページ「富士の国山梨観光ネット」上で、認定されたドライバーを紹介する

- 養成講座の内容**・山梨県に関する基礎知識（歴史・文化、基礎情報等）
- ・山梨県の最近の話題、映画・ドラマの撮影場所
 - ・最近の観光動向
 - ・各地域ごとの知識
 - ・接客接遇について
 - ・あらゆるお客様に対するサービス（ユニバーサルサービス）

合格者数：	平成21年度	54名	
	平成22年度	32名	
	平成23年度	37名	
	平成24年度	27名	計150名



【やまなし観光推進機構HP】



【取組内容】

- ・山梨県警察と協定し、犯罪の発見並びに防止、徘徊老人や迷子を保護発見した場合、最寄りの警察署に通報する制度「110番協力タクシー」を実施している。
- ・タクシー強盗については減少傾向にあるが、毎年1回山梨県警察と合同で防犯訓練を実施している。
- ・コンビニエンスストアの駐車場にタクシー優先スペースを設けて、タクシー車両が夜間も出入りすることにより、犯罪防止に貢献している。

【110番協力タクシー】



被害者の保護

- ・被害者をタクシー車内に保護
- ・被害者から事情を確認

警察への通報

- ・被害者から確認した事情及び現在地等を会社に連絡
- ・会社から警察に通報

安全の確保

- ・警察からの指示に従い、被害者の安全確保

【防犯訓練】



【災害時における緊急輸送等に関する協定】

山梨県と山梨県タクシー協会は「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結し、大規模災害時にタクシーを使って傷病者・対策に動く県職員の輸送また、タクシー無線を使って災害・被害の状況の情報収集等を行う。

協定締結：平成25年3月21日



【犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定】

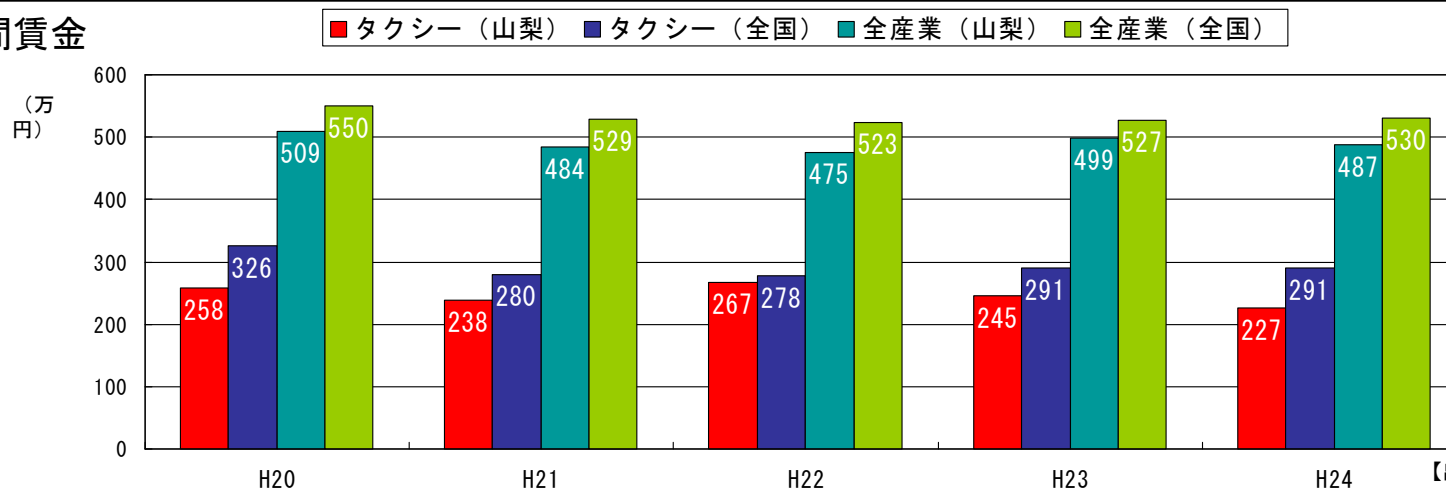
山梨県警察と山梨県タクシー協会・山梨県トラック協会・山梨県バス協会は「犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結し、ドライブレコーダの情報を提供し、犯罪抑止及び交通事故防止並びに犯罪や交通事故発生時の早期解決について相互に協力する。

協定締結：平成25年10月22日



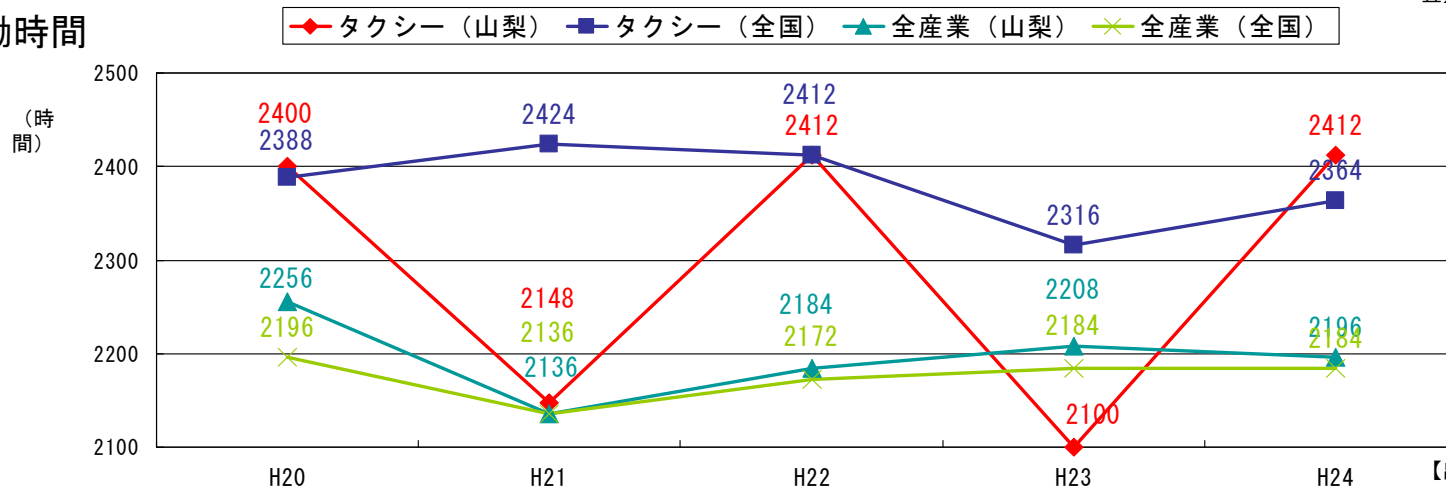
【運転者の年間賃金及び労働時間の比較・推移について】

●年間賃金



【出典：厚生労働省
賃金構造基本統計調
査】

●労働時間



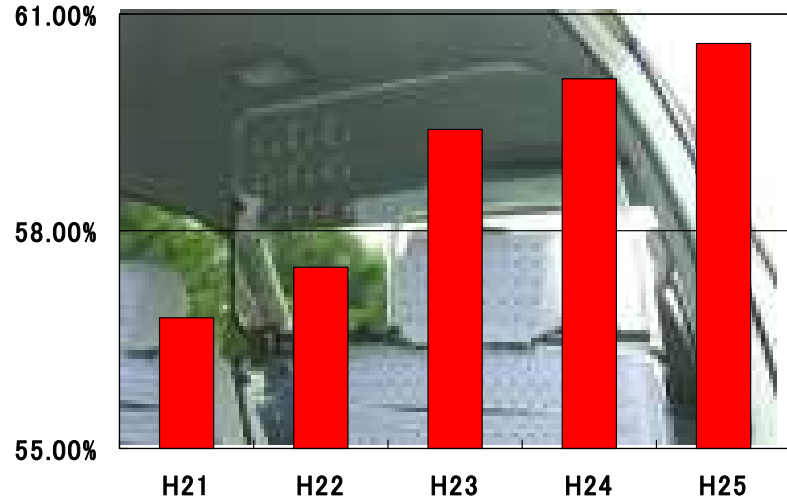
【出典：厚生労働省
賃金構造基本統計調
査】

【取組内容】

- ・ 運転者の安全を守るために防犯ガラス、車内用の防犯カメラを積極的に導入している。
- ・ 最近では振り込め詐欺の犯人が、タクシーを利用して被害者宅を訪れ、現金を詐取するという手交型の事案が発生するなど予断を許さない状況にあることから、山梨県警察の指導のもと積極的に防犯対策を推進している。

●防犯ガラスの設置状況

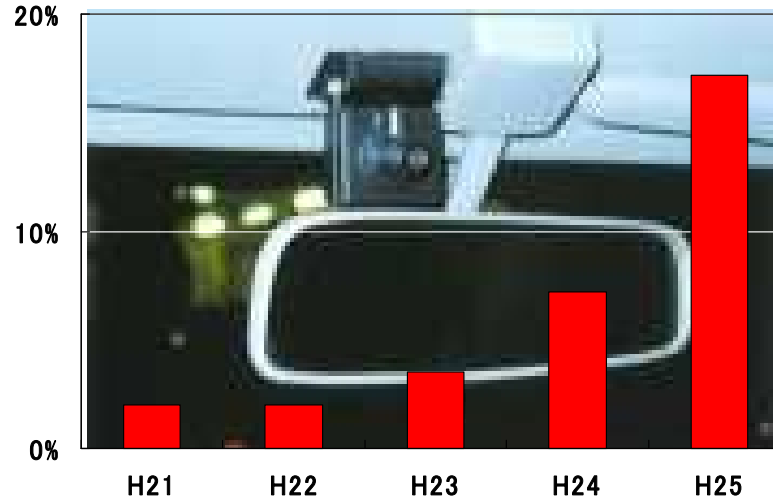
(設置率)
61.00%



【山梨県タクシー協会調べ】

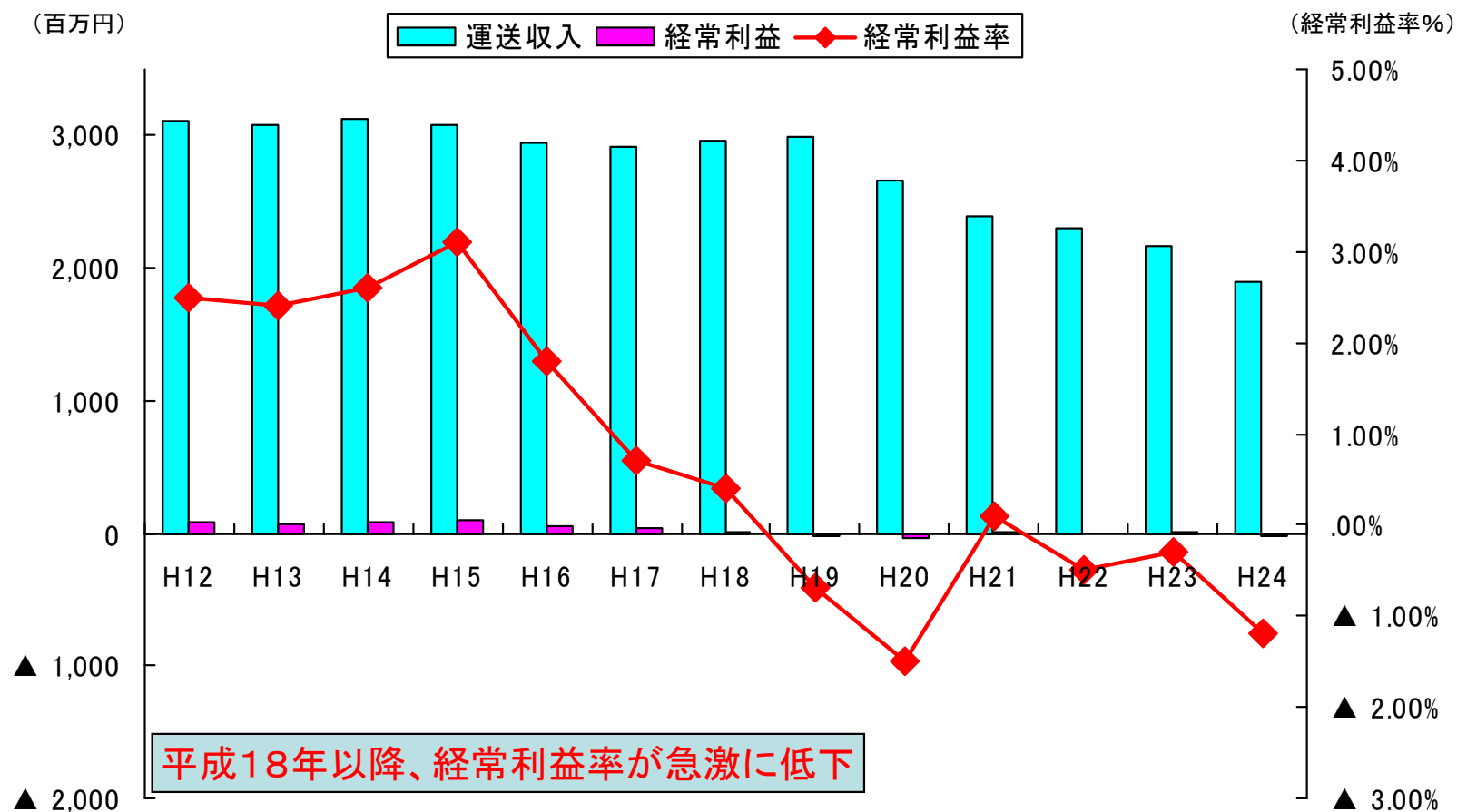
●車内防犯カメラ

(設置率)
20%



【山梨県タクシー協会調べ】

【タクシー運送収入と経常利益の推移】

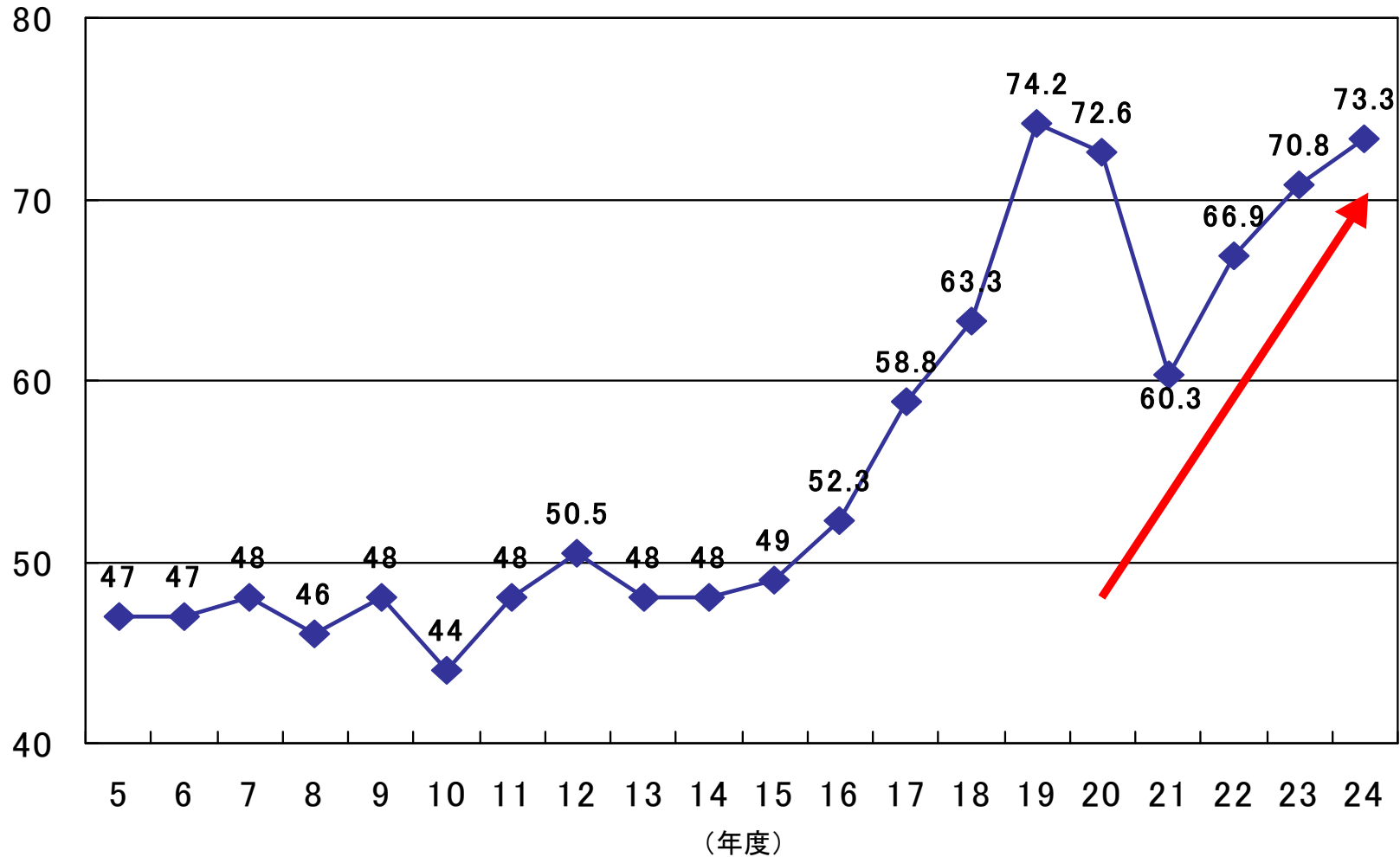


※経常利益率＝経常利益÷運送収入×100

【山梨県タクシー協会調べ】

【LPG価格の推移】

(円/リットル)



【山梨県タクシー協会調べ】

【バリアフリー教室への参加】

お年寄りや体の不自由な方が自立と社会参加の要請に適切に対応し、公共交通機関を円滑にご利用できるようにするための環境づくりを推進し、心のバリアフリー社会を目指すことを目的として、山梨運輸支局が主催する「バリアフリー教室」に協賛団体として参画している。

内容は、講義と体験学習

- ・ タクシー・バス車両を使つての車いす使用体験及び介助体験
- ・ 白杖・アイマスクをつけての視覚障害者の疑似体験及び介助体験

年度	月日	実施対象	人数	車両提供
平成22年度	10月8日	北杜市立高根東小学校 6年生	21名	福祉タクシー2両
平成23年度	10月14日	富士吉田市立下吉田東小学校 5年生	62名	福祉タクシー2両
平成24年度	11月1日	笛吹市立石和東小学校 4年生	37名	福祉タクシー3両
平成25年度	10月4日	笛吹市立一宮西小学校 6年生	61名	福祉タクシー3両

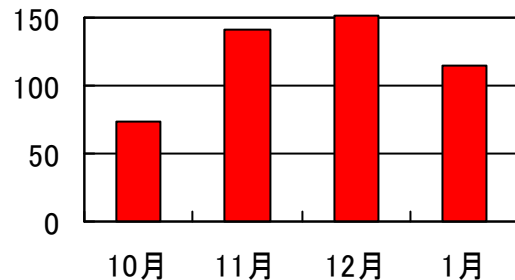


【ワインタクシーの実施】

山梨県・笛吹市・甲州市・石和温泉組合・勝沼地区ワイナリー・JTB・やまなし観光推進機構・タクシー事業者が協力して、山梨県をワインツーリズムの聖地としてPRするため、石和温泉駅を起点に勝沼地区のワイナリーを周遊する乗り降り自由な回遊型乗合タクシーを運行して二次交通の充実と観光資源としての温泉とワインを有機的に結びつけ誘客数の拡大を図るものである。

ワインタクシー実績（1月14日現在 先行予約含む）

月	運行日数	乗車人員
10月	8日間	73名
11月	8日間	141名
12月	8日間	151名
1月	6日間	115名



【自治体等と連携によるタクシー輸送】

- ・「春の蔵出し！ワインバー」
平成25年4月24日（金）～6月2日（日） 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・関東ろう者体育大会
平成25年6月21日（金）～23日（日） 小瀬スポーツ公園ほか
- ・「地ビールフェスト甲府」
平成25年7月26日（金）～8月4日（日） 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・日本皮膚悪性腫瘍学会芸術大会
平成25年8月8日（木）～11日（日） 甲府富士屋ホテル
- ・エンジン01文化戦略会議オープンカレッジin甲府
平成25年11月28日（木）～12月2日（月） 甲市内各所
- ・全国障害者芸術・文化祭やまなし大会
平成25年12月6日（金）～8日（日） アイメッセ山梨

各種大会・イベントの開催期間中にタクシー共通乗車券を作成し、大会関係者や参加者の方たちを駅から会場への輸送を担った。